

航空身体検査関連の行政処分について

スカイネットアジア航空株式会社(本社:宮崎県宮崎市 代表取締役社長:伊東 正孝)は、本日1月30日、昨年5月以降に明らかになりました航空身体検査証明を不適切に取得していた一連の事案につきまして、国土交通省航空局より以下の通り、運航乗務員に対する行政処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳正に受け止め、今後も引き続き、改善策を全社で着実に実行し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

ご利用のお客様をはじめ、関係各所の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫びいたします。

行政処分 運航乗務員 2名(航空業務停止 20日)

行政指導 運航乗務員 4名(文書警告)、運航乗務員 5名(文書注意)

【ご参考】 社内で進めている改善策の骨子

- (1) 全社的な法令遵守の徹底及び安全意識の向上と安全管理体制の強化
 - 1) 全社的な危機感の共有
 - 2) 教育体制の強化
 - 3) 正確かつ迅速な情報の共有と指揮命令系統(意思決定を含む)の見直し
 - 4) チェック体制の強化

- (2) 航空機乗組員の健康管理体制の確立
 - 1) 健康管理に対する業務体制の強化
 - 2) 航空身体検査証明の確実な取扱いについて
 - 3) 産業医との連携強化

- (3) 上記改善策に伴う規定類等の整備
 - 1) 運航乗務員健康管理に関わる規程の整備
 - 2) 航空身体検査証明取得に関する手続きのフローチャート化
 - 3) 外国人運航乗務員用英語版の整備